

# マイナンバー制度 対策セミナー

～企業が取るべき「情報漏えい対策」のご案内～

- 開催日 2015年 6月 29日 (月)
- 時間 : 13:30 ~ 15:00 (90分間)  
※質疑応答含む
- 会場 : グリーンパレス松安閣  
住所 : 黒石市乙徳兵衛町34 TEL 52-3850
- 定員 : 50名 ※定員となり次第、締め切ります。
- 参加費 : 無 料  
参加ご希望の方は、下部の申込書に必要事項を記入の上、FAXにて送信ください。
- 講師 : キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
クラウドサービス商品事業担当 夏堀 英司 氏
- 内容 : **仕事でパソコンを利用している方々へ**  
**必要とされる対策をご紹介します**  
**※ネット環境が整っている事業所等**

『特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン』には、**事業者は必要、かつ適切な安全管理措置を講じなければならない**と明記されています。  
基本方針の策定・取扱規定等の策定・組織的安全措置・人的安全措置・物理的安全措置・技術的安全措置等を講じる必要が出てきます。  
セキュリティ対策も「再点検」する必要があります。準備不足では万が一の時、手遅れも…。**国の指針に基づく対策例のご案内**を致します。

★個人に給与や報酬を支払う全ての規模の企業が、マイナンバー制度の影響を受けます★

お申込書

FAX:0172-53-3875

貴社名/部署名	
お名前	様
参加人数	名

申込締切

2015年6月23日(火)

【お問合せ】 黒石商工会議所・生活文化商業部会 担当:豊巻・山口(奈)  
TEL 0172-52-4316 FAX 0172-53-3875

ご利用者の個人情報を、ご利用者の同意を得ることなく業務委託先以外の第三者に開示することはありません。  
ただし、法令により開示を求められた場合、または裁判所・警察などの公的機関から開示を求められた場合は、ご利用者の同意なく個人情報を開示することがあります。

2015年、日本は

「マイナンバー」という名の **新たな個人情報** を利用する社会へ。  
 企業としての責任、個人の自己責任が問われてくることに。



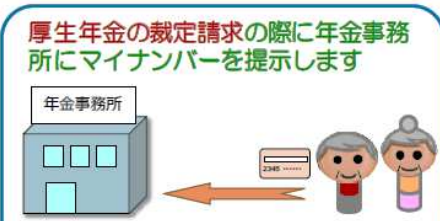
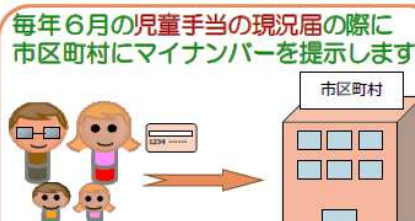
マイナンバーは、国民一人ひとりが一生持つ12桁の番号になり、原則変更されません。  
 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始され、複数の期間に存在する個人情報を同一人の情報であることを確認できるように「個人番号(マイナンバー)」と呼ばれる番号が付与される制度になります。



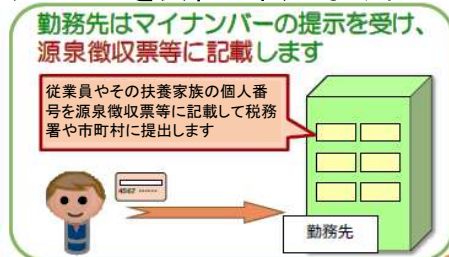
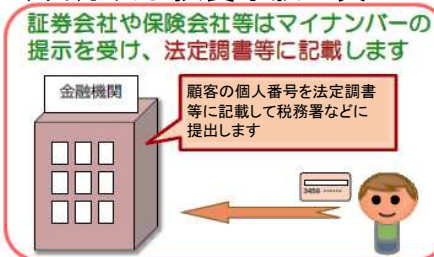
各種社会保障分野や税での利用目的になりますので、「自分には関係ないよ!」「知らなかった」では、済まされません。  
 また、源泉徴収票等にマイナンバーを記載しなければいけませんので 勤務先にマイナンバーを提示し、勤務先は個人情報の塊であるマイナンバーを大切に保管しなければなりません。

個人番号・法人番号をミス無く取得・管理・活用できる仕組みが必要になります!

### マイナンバーは様々な場面で利用します。



社員・従業員は、自分及び扶養家族全員のマイナンバーを会社へ伝えなければならない!

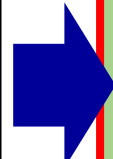


### マイナンバー制度の施行に向け準備を進めてください



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取得 (本人・扶養家族)	入社	納税手続	社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)
安全管理措置	身上関係変更 (結婚、被扶養者追加等)	年末調整、源泉徴収等	システム対応 (改修等)
保管	退職・復職	社会保険関係手続	安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
利用	組織異動 (分社、出向等)	雇用保険、健康保険、厚生年金保険等	社員研修・勉強会の実施
提供	証明書発行		
開示・訂正・利用停止	退社		
廃棄			



マイナンバー及び特定個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、そのほかの適切な管理の為に、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならず、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。